

関ヶ原町における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表
—令和8年7月—

関ヶ原町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、関ヶ原町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」という。）を策定し、働くことを希望する女性職員が希望に応じた働き方を実現できるように努めています。

この度、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を次のとおり取りまとめましたので公表します。

● 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政職	3人	—人	2人	4人	1人	2人
うち女性	—人	—人	1人	3人	1人	—人
女性の割合	—%	—%	50.0%	75.0%	100.0%	—%

※ 女性の採用がない区分については、「—」と記載。

● 男女の継続勤務年数の差異

職種	勤続年数					
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	(男性)	(女性)	(男性)	(女性)	(男性)	(女性)
行政職(一)	21.0年	21.9年	21.5年	22.1年	22.0年	22.3年
保育士	—年	15.5年	—年	15.5年	—年	16.5年
技能労務職	—年	15.4年	—年	15.0年	—年	16.0年
医師	9.4年	8.4年	14.8年	16.3年	15.8年	17.3年
医療技術職	14.5年	11.3年	15.5年	12.3年	16.5年	13.3年
保健師・看護師	—年	24.4年	—年	25.5年	—年	26.5年

職種	勤続年数					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	(男性)	(女性)	(男性)	(女性)	(男性)	(女性)
行政職(一)	21.7年	21.0年	22.7年	21.2年	22.4年	22.2年
保育士	—年	24.4年	—年	19.3年	—年	22.0年
技能労務職	—年	15.8年	—年	10.0年	—年	9.9年
医師	16.8年	18.3年	17.8年	19.3年	18.8年	20.3年
医療技術職	15.1年	14.3年	16.1年	15.3年	17.1年	16.3年
保健師・看護師	—年	21.1年	—年	20.6年	—年	21.6年

● 勤務時間の状況

管理職にある職員以外の職員1人当たりの1月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

(単位:時間/月)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本庁	7.8	10.2	9.0	7.5	7.5	8.7
本庁以外	2.1	4.1	2.7	3.1	5.0	6.2

※ 本庁：役場庁舎内で勤務する職員

※ 本庁以外：国保関ヶ原診療所、ふれあいセンター、やすらぎ、保育園で勤務する職員

● 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理職にある職員						
全体	26.3 %	18.8 %	18.8 %	20.0 %	17.6 %	17.6 %
行政職(一) ※ 保育士除く	— %	— %	— %	— %	— %	— %

※ 管理職:管理職手当が支給されることが条例等で指定されている職

※ 女性職員のいない区分については、「—」と記載。

● その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況

○ ハラスメント等対策の整備状況

- ・ 職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の防止等に関する「関ヶ原町職員のハラスメント防止に関する要綱(令和2年関ヶ原町訓令乙総第1号)」を令和2年に制定。

○ 特定事業主として実施する教育訓練・研修

- ・ リーダーとしての自発的・積極的な意識の啓発及びスキルアップ・キャリアアップに対する意欲促進を図るため、研修センターにて「女性職員のためのステップアップ講座」を受講。
- ・ 各役職へ新規就任者に対し、各役職に応じた意識醸成を図るため、研修センターにて「係長級職員研修」など各役職別研修を受講。